

# 岐阜県公報

## 目次

### 告示

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく措置命令に関する告示

(廃棄物対策課)

ページ

## 告示

岐阜県告示第四百五十四号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号。以下「法」という。）第十九条の五第一項各号に掲げる者（以下「処分者等」という。）を確知することができないので、法第十九条の八第一項後段の規定により次のとおり告示する。

平成二十三年八月十九日

岐阜県知事 古田 肇

### 一 講すべき措置の内容

1 養老郡養老町蛇持字新栄二百九十八番地五の土地に放置しているフレキシブルコンテナバックに入ったスラッジ（廃油と汚泥の混合物をいう。以下同じ。）を、並びに当該地に埋め立てられているスラッジ及びスラッジが付着した土砂等（以下「スラッジ等」という。）を当該地から撤去し、法に定める基準に従い適正に処理すること。

2 1の措置を講ずるに当たっては、二の1に掲げる着手期限までにその内容（日程、責任者、具体的な撤去及び処理の方法等）を県に報告した上で着手することとし、二の2に掲げる履行期限までに措置を完了すること。

3 スラッジ等による河川への汚染を防止するための措置を直ちに講ずること。

4 なお、1の措置を講ずるに際して支障となる建物を除去する場合は、法に定める基準に従い適正に処理すること。また、1から3までの措置を講ずるに当たっては、生活環境の保全上の支障が生じることのないよう、埋め戻し、整地等の必要な措置を講ずること。

### 二 講すべき措置の期限

岐阜県公報号外毎週（火曜日）（金曜日）（休日）（休日に当たる）（ときは翌日）

平成二十三年八月十九日

- 1 着手期限 平成二十三年八月二十六日(金)
- 2 履行期限 平成二十三年十月十九日(水)

三 岐阜県知事による措置

処分者等が一及び二による措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないときは、法第十九条の八第一項の規定により一の措置の全部又は一部を岐阜県知事が自ら講ずることがある。この場合において、当該措置に要した費用については、同条第二項及び第五項の規定により処分者等から徴収する。

四 問い合わせ先

岐阜県環境生活部廃棄物対策課

(電話) 〇五八 二七二 一一一一 内線二七二二)

平成二十三年八月十九日発行

発行者  
発行所

岐阜市数田南一丁目一番一号  
岐阜県庁

編集

各務原市テクノプラザ一

ブイ・アール・テクノセンター